

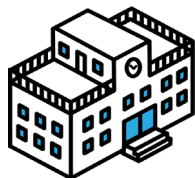
調査の背景

- ◇ 小中学校の不登校児童生徒数は9年連続で増加。令和3年度には約24.5万人と過去最多
- ◇ 平成28年に教育機会確保法が成立し、29年に国が同法に基づく基本指針を策定
→ 個々の児童生徒の状況に応じた必要な支援をすること、その際、学校への登校という結果のみを目標にせず、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立を目指すとの方針を明確化
- ◇ 学校等において児童生徒の意向を踏まえ、必要な支援が届けられているか実態を調査
(小・中学校28校等における支援の実施状況を実地に調査したほか、児童生徒・保護者にアンケートを実施し、各支援に対する受け止めを把握)

【不登校児童生徒への支援の流れ】

アセスメント

情報を収集し、不登校に至る経緯や本人の状態を把握

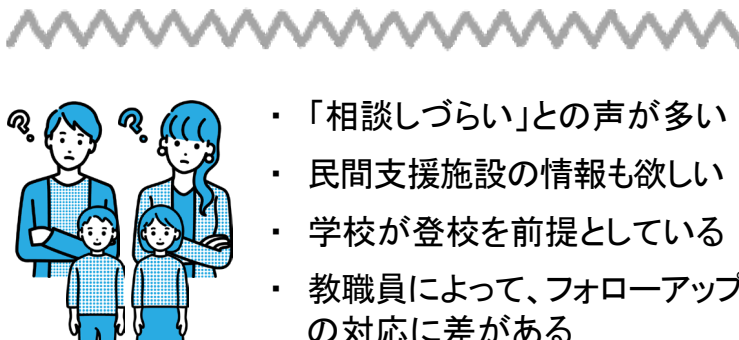


主な調査結果

- ・ 相談体制を整備
- ・ 公的支援施設の情報を提供
- ・ フォローアップを実施

支援策の検討

本人等が望む支援内容についての意向も確認しつつ検討



- ・ 「相談しづらい」との声が多い
- ・ 民間支援施設の情報も欲しい
- ・ 学校が登校を前提としている
- ・ 教職員によって、フォローアップの対応に差がある

フォローアップ

学校外の場所に通う児童生徒の状況等を把握し、悩みや今後の意向を踏まえ支援策を改善

学校による支援と
その受け止めにギャップがある

現場で求められる方向性

- 学校は、児童生徒や保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくこと。
- 国の方針を支援の前提として共有しつつ、保護者等が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設等の情報を提供すること。

当省の意見

文部科学省は、
左記のギャップを踏まえた支援策の
推進を図っていくべき。

I 不登校児童生徒の状況把握（アセスメント）

制度等の概要

◇ 学校は、不登校児童生徒やその保護者からの相談や家庭訪問等を通じて、不登校に至る経緯や支援策の検討に必要な情報を把握

小・中学校への
調査結果

- 全校で相談体制を整備
 - 相談室を設置し、電話やメール等でも受け付け、家庭訪問も実施
 - 養護教諭やスクールカウンセラー(SC)など複数の者が対応できる体制を整備
- 全校で相談方法を周知
 - 保護者等に対し、相談方法を周知(プリント・保護者会・朝礼など)

児童生徒・保護者への
アンケート結果

- 「相談しづらかった」とする者が一定数存在
 - 児童生徒 約51%、保護者 約35%
- 理由: 大人への説明のしづらさ、学校への不信感
 - 児童生徒 : 「自分の気持ちをどう表現すればよいか分からない」
「言っても分かってもらえない」
「相談内容が漏れないか不安」
 - 保護者 : 「学校が信頼できない」
「気持ちの不安定な子に理解・知識のある人に対応してほしい」

相談体制を整えるだけでは「相談のしづらさ」等が改善できるとは限らず、別途のアプローチが必要

分析

現場で求められる方向性

個々の児童生徒・保護者の状況に応じ、相談しやすい環境を整える工夫の検討・実践を続けていくこと(※)が期待される。

(※) 例えば、気持ちをうまく表現できない場合にはSCによる心理面の支援を、学校への不信感がある場合には、学校外を含む相談先を紹介するなど。



II 支援策の検討（支援情報や国の方針の提供）

制度等の概要

- ◇ 教育機会確保法に基づく基本指針等では、「学校への登校という結果のみを目標にしない」との国の方針や、学校外で学べる施設や相談窓口等に関する情報を学校が提供する方針も明確化
- ◇ その上で、学校のほか関係機関は、連携して児童生徒や保護者の意向を踏まえた支援の方向性を検討

支援情報の提供

国の方針の提供

現場で求められる方向性

小・中学校への
調査結果

- 約9割の学校が公的機関の情報を提供していたが、民間施設の情報を提供していたのは約3割
- 公平性などの観点から民間施設の情報提供には消極的

児童生徒・保護者への
アンケート結果

- 保護者の約7割が民間施設の情報提供を要望
- 「専門的な知識のある者の相談窓口がほしい」などの保護者の意見

分析

- 多忙な個々の教職員や学校のみによる対応には限界

- 約8割の学校が、国の方針^(※)を保護者等に周知したとしている。

(※) 「登校という結果のみを目標としない」

- 国の方針を知らない保護者は約6割
→ 同方針を知っていれば学校以外の支援先を選択した可能性あり^(※)

(※) こどもが日中自宅を過ごす保護者の約7割

- 「学校が支援に当たって登校を前提にしていた」とする保護者の意見

- 国の方針は、保護者等の支援策の検討に影響を与える可能性あり

学校や教育委員会等は、国の方針を支援の前提として共有しつつ、児童生徒や保護者が求める支援内容を把握し、必要に応じて民間施設の情報やそれらについて相談できる環境等を提供する取組が求められる。



Ⅲ 学校外の支援施設に通う児童生徒の活動等の把握状況（フォローアップ）

制度等の概要

◇ 不登校児童生徒が学校外の支援施設で指導を受けている場合、学校がその学習活動の状況等を把握し、学習支援や進路指導を行うことが必要

小・中学校や学校外の支援施設への調査結果

28校のうち、学校外の支援施設に通う児童生徒が在籍しているのは22校

- 全校が児童生徒の学習活動の状況等を継続して把握
- 一方で、学校外の支援施設等からは、業務多忙等を背景に、「教職員によっては、フォローアップの対応に差がある」との意見
- ⇒ 教頭などの担任以外の教職員が学校外の支援施設と意見交換等を行い、その結果を担任等と共有するなど「チーム学校」^(※)として取り組んでいる例

(※)「チーム学校」

校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や校内の多様な人材が、それぞれの専門性をいかして能力を発揮し、こどもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校

児童生徒・保護者へのアンケート結果

- 約8割の保護者が「学校が気にかけてくれた」、「要望を伝える機会があった」と回答
- 学校の関与を望む意見や、望まない意見など様々
 - 児童生徒 : 「放っておいてほしいときは、放っておいてほしい」
 - 保護者 : 「中学3年生になると学校から連絡がなくなり、学校での出来事が分からず、行事への参加がしづらくなった」
「学校外の支援施設に通うようになってから、学校とのやり取りが一切なくなった」
「学校において」とプレッシャーを与えると余計に通えないこともある」

児童生徒がどのような関与を求めているかにも配慮しつつ、フォローアップに取り組んでいくことが重要

分析

現場で求められる方向性

学校においては、
「チーム学校」による対応を進めるなどにより、児童生徒に寄り添った支援策となっているか振り返りつつ、フォローアップに取り組んでいくことが期待される。

